年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会 令和元年9月12日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるもの 7件

厚生年金保険関係 7件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件 厚 生 年 金 保 険 関 係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900109号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900016号

第1 結論

請求者のA社における平成22年8月9日の標準賞与額を59万円に訂正することが必要である。

平成22年8月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年8月9日

私は、A社から請求期間に賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では 保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となってい る。私が保有する明細書(以下「賞与明細書」という。)によると、請求期間に同 社から賞与が支払われ、保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給 付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間において事業主から59万円の賞与が支払われ、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(請求者)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の閉鎖事項全部証明書により、請求者は、請求

期間において同社の取締役に就任していることが確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間において社会保険事務又は給与計算等の経理 業務には関与していなかった旨陳述しており、請求期間当時、社会保険事務担当者 であった者は、請求者は請求期間において社会保険事務には関与しておらず、自身 も、請求期間に係る賞与支払届に関して、今回指摘されて初めて当時提出していな かったことに気づいた旨陳述している。また、請求者のA社における雇用保険の加 入記録によると、請求者は、請求期間において、同社における被保険者であること が確認できることから、請求者は、請求期間において、同社に使用されている者で あることが認められる。これらのことから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1 項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行して いないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないも のと認められる。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は、平成22年8月9日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与 支払届を、年金事務所に対して保険料を徴収する権利が時効により消滅した後であ る令和元年5月30日に提出し、保険料についても納付していないことを認めてい ることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を 行っておらず、事業主は、請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していない と認められる。 厚生局受付番号 : 東北(受)第1900110号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900017号

第1 結論

請求者のA社における平成22年8月9日の標準賞与額を39万円に訂正することが必要である。

平成22年8月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年8月9日

私は、A社から請求期間に賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では 保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となってい る。保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正して ほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成 22 年給与所得に対する所得税源泉徴収簿 及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書により確認できる当時 の保険料率で算出されている保険料控除額により、請求者は、請求期間において事 業主から 39 万円の賞与が支払われ、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険 料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(請求者)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができ

ない旨規定されているところ、A社の閉鎖事項全部証明書により、請求者は、請求 期間において同社の取締役に就任していることが確認できる。

しかしながら、A社は、請求者は請求期間において社会保険事務又は給与計算等の経理業務には関与していなかった旨回答しており、請求期間当時、社会保険事務担当者であった者は、請求者は請求期間において社会保険事務には関与しておらず、自身も、請求期間に係る賞与支払届に関して、今回指摘されて初めて当時提出していなかったことに気づいた旨陳述している。また、請求者のA社における雇用保険の加入記録によると、請求者は、請求期間において、同社における被保険者であることが確認できることから、請求者は、請求期間において、同社に使用されている者であることが認められる。これらのことから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は、平成22年8月9日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与 支払届を、年金事務所に対して保険料を徴収する権利が時効により消滅した後であ る令和元年5月30日に提出し、保険料についても納付していないことを認めてい ることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を 行っておらず、事業主は、請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していない と認められる。 厚生局受付番号 : 東北(受)第1900111号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900018号

第1 結論

請求者のA社における平成22年8月9日の標準賞与額を33万円に訂正することが必要である。

平成22年8月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和54年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年8月9日

私は、A社から請求期間に賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では 保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となってい る。保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正して ほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成 22 年給与所得に対する所得税源泉徴収簿 及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書により確認できる当時 の保険料率で算出されている保険料控除額により、請求者は、請求期間において事 業主から 33 万円の賞与が支払われ、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険 料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は、平成22年8月9日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与 支払届を、年金事務所に対して保険料を徴収する権利が時効により消滅した後であ る令和元年5月30日に提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900112号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900019号

第1 結論

請求者のA社における平成22年8月9日の標準賞与額を26万円に訂正することが必要である。

平成22年8月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年8月9日

私は、A社から請求期間に賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では 保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となってい る。保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正して ほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成 22 年給与所得に対する所得税源泉徴収簿 及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書により確認できる当時 の保険料率で算出されている保険料控除額により、請求者は、請求期間において事 業主から 26 万円の賞与が支払われ、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険 料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は、平成22年8月9日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与 支払届を、年金事務所に対して保険料を徴収する権利が時効により消滅した後であ る令和元年5月30日に提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900113号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900020号

第1 結論

請求者のA社における平成22年8月9日の標準賞与額を38万円に訂正することが必要である。

平成22年8月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年8月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年8月9日

私は、A社から請求期間に賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では 保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となってい る。保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正して ほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成 22 年給与所得に対する所得税源泉徴収簿 及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書により確認できる当時 の保険料率で算出されている保険料控除額により、請求者は、請求期間において事 業主から 38 万円の賞与が支払われ、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険 料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は、平成22年8月9日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与 支払届を、年金事務所に対して保険料を徴収する権利が時効により消滅した後であ る令和元年5月30日に提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900114号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900021号

第1 結論

請求者のA社における平成22年8月9日の標準賞与額を41万円に訂正することが必要である。

平成22年8月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年8月9日

私は、A社から請求期間に賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では 保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となってい る。保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正して ほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成 22 年給与所得に対する所得税源泉徴収簿 及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書により確認できる当時 の保険料率で算出されている保険料控除額により、請求者は、請求期間において事 業主から 41 万円の賞与が支払われ、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険 料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(請求者)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができ

ない旨規定されているところ、A社及び請求者は、請求者が請求期間において社会 保険事務担当者であった旨回答している。

しかしながら、A社は、当時の社会保険事務担当者が1人で事務を行っている中で、業務多忙のおり担当者が失念したと思われる旨回答している上、請求者は、請求期間に係る賞与支払届に関して、今回指摘されて初めて当時提出していなかったことに気づいた旨陳述している。また、同社に係る履歴事項全部証明書及び閉鎖事項全部証明書の役員欄に請求者の氏名は見当たらない。これらのことから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は、平成22年8月9日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与 支払届を、年金事務所に対して保険料を徴収する権利が時効により消滅した後であ る令和元年5月30日に提出し、保険料についても納付していないことを認めてい ることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を 行っておらず、事業主は、請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していない と認められる。 厚生局受付番号 : 東北(受)第1900115号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900022号

第1 結論

請求者のA社における平成22年8月9日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成22年8月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年8月9日

私は、A社から請求期間に賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では 保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となってい る。私が保有する明細書(以下「賞与明細書」という。)によると、請求期間に同 社から賞与が支払われ、保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給 付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間において事業主から 10 万円の賞与が支払われ、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は、平成22年8月9日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与 支払届を、年金事務所に対して保険料を徴収する権利が時効により消滅した後であ る令和元年5月30日に提出し、保険料についても納付していないことを認めてい ることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を 行っておらず、事業主は、請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していない と認められる。 厚生局受付番号 : 東北(受)第1900106号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900023号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和58年10月1日から平成元年10月1日まで

② 平成元年10月1日から平成10年7月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社における請求期間①の標準報酬月額及びB社における請求期間②の標準報酬月額が実際に支給されていた報酬月額より低額となっている。

請求期間の一部の給料明細、源泉徴収票、市民税・県民税特別徴収税額通知書及び金銭消費貸借抵当権設定契約書を提出するので、請求期間①及び②の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は請求期間の一部の給与明細として一枚の給料明細を提出しているところ、当該給料明細は、昭和62年3月の結婚後初めて家族手当が支給されたものであるから、A社に係る昭和62年4月分の給料明細であると陳述している。

しかしながら、上記給料明細は4月分と記載されているものの、事業所名及び支給年の記載がされておらず、A社及びB社は、当該給料明細について、それぞれ当社のものか否か不明と回答している上、A社は請求者の請求期間①に係る賃金台帳等の資料を保管していない旨、B社は請求者の請求期間②に係る賃金台帳は無い旨回答している。

また、請求者は平成元年2月27日から平成3年9月27日までの期間及び平成4

年7月2日から平成5年4月15日までの期間に係る預金通帳の写しを提出しているところ、当該預金通帳の写しにおいて確認できるA社及びB社に係る振込額を確認したが、上記給料明細の差引支給額と一致する振込額は見当たらない上、給与振込先のC銀行は、取引明細について、平成21年3月31日以前分は保存期限経過のため出力不可と回答していることから、請求者から提出された預金通帳の写しで確認できる期間以外の振込額を確認することができない。

さらに、請求者が所持している給料明細は、上記給料明細一枚のみであり、当該 給料明細の給与から初めて家族手当が支給されたことは確認できない上、請求者は 同僚に対する照会を希望していないことから、同僚に対して給与明細書の有無、上 記給料明細を発行した事業所名等について照会することができない。

加えて、請求者から提出された預金通帳の写しによると、請求期間①及び②に係る期間のうち一部期間についてA社又はB社からの振込額が確認できるものの、当該振込額が確認できる期間に係る請求者又は同僚の給与明細書が無い上、前述のとおり、A社は請求者の請求期間①に係る賃金台帳等の資料を保管していない旨、B社は請求者の請求期間②に係る賃金台帳は無い旨回答している。

以上のことから、上記給料明細について事業所名及び支給年を特定することはできない上、請求者の請求期間①及び②に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

また、請求者は、請求期間①及び②に係る期間のうち、それぞれ一部期間について厚生年金基金に加入していたところ、企業年金連合会の「中脱記録照会(回答)」によると、請求者のA社及びB社における厚生年金基金加入期間中の「報酬給与」はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、請求者の請求期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票又はオンライン記録において標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、B社から提出された請求者に係る平成8年及び平成10年の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書並びに平成10年7月を改定月とする健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書により確認できる標準報酬月額はオンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致していることから、同社は、請求期間②においてオンライン記録どおりの届出を行っていたことがうかがえる。

加えて、請求者は、請求期間②当時の報酬月額を推認できる資料として、金融機関から融資を受けた際の「金銭消費貸借抵当権設定契約書」(契約締結日平成*年*月*日)を提出しているものの、当該金融機関は、当該融資当時の資料は保管期限を経過しているため廃棄している旨、また、融資可能な金額は様々な資料を基に総合的に判断しており、融資当時の資料がない中で給与額等を推認することはできかねる旨回答していることから、当該契約書から請求者の請求期間②に係る報酬月

額及び厚生年金保険料控除額は推認できない。

また、請求者から提出された平成4年分及び平成10年分に係る給与所得の源泉徴収票について、「支払金額」及び「社会保険料等の金額」の欄が不鮮明であり、当該欄の金額が読み取れない上、請求者から提出された平成5年分に係る給与所得の源泉徴収票及びD市の平成5年度市民税・県民税特別徴収税額通知書について、請求者から提出された預金通帳の写しにおいて平成4年及び平成5年の一部期間に係る振込額が不明であることから、請求者から提出された平成4年分、平成5年分及び平成10年分に係る給与所得の源泉徴収票並びに平成5年度市民税・県民税特別徴収税額通知書から請求期間②に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間 ①及び②について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。